

# 女性職員の活躍推進のための新潟県特定事業主行動計画（第2期前期計画）（概要）

令和8年6月1日 公表

## 1 計画の対象職員

- ◇知事部局、議会事務局、各種委員会事務局、企業局及び病院局の職員（臨時・会計年度任用職員を含む）

## 2 計画策定の背景及び趣旨

- ◇国、地方公共団体、企業等が一体となって、女性の活躍を推進するため、平成27年9月に「女性活躍推進法」が施行
- ◇同法が令和17年度末まで10年間延長となったことから、従前計画の取組内容を踏まえ第2期前期計画を策定し、取組を一層推進

## 3 計画期間

- ◇令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

## 4 達成目標

目標項目	R12目標
(1)女性が活躍できる環境だと思える職員割合	<b>80%以上《新規》</b>
(2)採用者に占める女性割合	40～50%
(3)平均継続勤務年数の男女差	男女間で著しい差異が生じないように努める
(4)管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合	<b>20%以上《目標引き上げ》</b>
(5)管理監督職（係長相当職以上）に占める女性職員の割合	30%以上
(6)育児休業取得率	<b>男性：85% （2週間以上の取得率） 《目標引き上げ》</b> 女性：95～100%
(7)男性職員の育児参加 （出産予定日前6週～出産後8週までの間に育児休業、妻の出産休暇、男性職員の育児参加休暇を取得した割合）	<b>100% （合計5日以上）の取得率） 《目標引き上げ》</b>

## 5 具体的な取組内容

- ◇女性受験者の拡大に向けた取組
- ◇女性職員の職域拡大、キャリア形成に向けた支援
- ◇働きやすい職場環境づくり